

支援します！

問 政策企画課企画統計係 ☎内線 313・316

今月号では、4月1日から新規および内容変更となる支援制度を紹介します。
 お知り合いなど市外在住でUIターンを検討している人へのお声かけもお願いします。

婚活

お見合いシステム登録促進補助金

新規

お見合いシステム（長崎県婚活サポートセンターが運営する会員制のデータマッチング）の登録時に支払った額（通常2年間で1万円）の半額を補助します。

お見合いシステムとは…

結婚を希望する独身男女が自身のプロフィールを登録し、お相手の情報を閲覧してお会いしたい人への申し込みを行い、個別のお引き合わせ、その後のサポートを行います。

〈流れ〉

入会申込→お相手探し（閲覧・検索）→申込→お引き合わせ→カップル成立

【対象者】

- ・市内に1年以上住所を有する独身の人
- ・令和2年4月1日以降に初回のシステム登録をし、1年を経過していない人
- ・システム登録時の年齢が20歳以上の人
- ・市税の滞納が無いこと

【交付申請】

- ・お見合いシステム登録後、1年以内に申請

※これまで市が実施していた「婚活登録制度」は令和2年3月末で終了しました。

結婚 住居費・引越

結婚新生活支援補助金

新規

結婚に伴う住居費や引越費用を30万円を上限とし補助します。

【対象者】

- ・令和2年4月1日以降に婚姻届を提出した夫婦
- ・夫婦の合計所得が340万円未満（申請時に無職の人は、所得なしと算出）であること
- ・住居が松浦市内にあり、申請時の住民票の住所となっていること
- ・生活保護による住宅扶助を受けていないこと
- ・市税等に滞納が無いこと
- ・婚姻日の夫婦の年齢がそれぞれ34歳以下であること

【交付申請】

- ・婚姻した年度の末日までに申請



※令和2年3月31日までに①住宅を取得した人、②就職・結婚・転入した人については、従前どおりの交付内容で奨励金を交付します。交付要件などの詳細は、問合せ先までお尋ねください。



松浦市に定住する人を

松浦市では、人口減少を抑制し、定住を促進するため各種支援に取り組んでいます。下記の支給対象に該当する人は、早めの申請をお願いします。また、皆様のご家族、

住宅取得

定住奨励金

変更

①新規転入者マイホーム取得奨励事業

【対象者】 新規転入者（本市に転入前3年以上他の市町村に住んでいた人）で、転入した日から5年以内に定住の意思をもって本市に住宅を取得した人

【交付内容】

A型：市内建築業者により新築された住宅を取得した人

【単身世帯】 一律 60万円

【単身以外の世帯】 一律100万円と取得した住宅に同居する中学生までの親族一人あたり10万円を合算した額

B型：中古住宅を取得した人

【単身世帯】 一律 20万円

【単身以外の世帯】 一律 30万円と取得した住宅に同居する中学生までの親族一人あたり10万円を合算した額

②市内在住者マイホーム取得奨励事業

【対象者】 市内在住者で、定住の意思をもって本市に住宅を取得した人

【交付内容】

A型：市内建築業者により新築された住宅を取得した人

【単身世帯】 一律 30万円

【単身以外の世帯】 一律 50万円と取得した住宅に同居する中学生までの親族一人あたり5万円を合算した額

B型：中古住宅を取得した人

【単身世帯】 一律 10万円

【単身以外の世帯】 一律 15万円と取得した住宅に同居する中学生までの親族一人あたり5万円を合算した額

就職・引越

新生活応援奨励金

変更

| 区分 | ふるさと就職奨励金 | 新生活 | |
|---------------|--|--|----------------------------|
| 対象者 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日の期間内に就職または転入した人 ※Uターン者は、市外居住の期間が1年以上の人に限り | 学校卒業又は転入から1年以上以内に就職した新規学卒者又はUターン者（松浦出身者） | |
| | | 転入と同時に民間賃貸住宅を賃貸借契約したUターン者 ※公的賃貸住宅、事業所の社宅又は寮及び三親等以内の親族所有の住宅を除く | |
| 年齢 | 45歳未満 | 45歳未満 | 45歳以上 65歳未満 |
| 金額 (地域振興券) | 15万円（就職又は転入から1年経過後に交付） | 1世帯あたり最大30万円 (5年間の分割交付) | 1世帯あたり最大15万円 (5年間の分割交付) |